

1-1 科研費の目的・性格

科学研究費助成事業(科研費)の目的・性格は、毎年発行されている「公募要領」に記載されている。公募要領によると、科研費の目的・性格は、「人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究(研究者の自由な発想に基づく研究)を格段に発展させることを目的とする『競争的資金』であり、ピア・レビュー(専門分野の近い複数の研究者による審査)により、豊かな社会の基盤となる独創的・先駆的な研究に対する助成を行うもの」と記されている。この目的で重要なのが、「科学技術」でなく「学術研究」とされていることである。「科学技術」が研究やその成果に着目した概念に対して、「学術研究」は研究者の自由な発想に基づく研究を対象としていることである。従って、科研費は研究者がこれから研究を実施したい「熱い思い」をうったえるものであるとも言える。(図1-1)

申請書にはこれから実施したい研究内容や研究計画はもちろんであるが、この研究にかかる「熱い思い」をいかに記載するかが肝要となる。

一方、科研費以外の「競争的資金」の多くは国策に基づいたトップダウンの研究であり、研究テーマが設定され、その目的を達成するための研究計画が募集されている。従って、科研費は、大学等の研究者の自由な発想に基づく研究を対象とした唯一の「競争的資金」と位置づけられる。

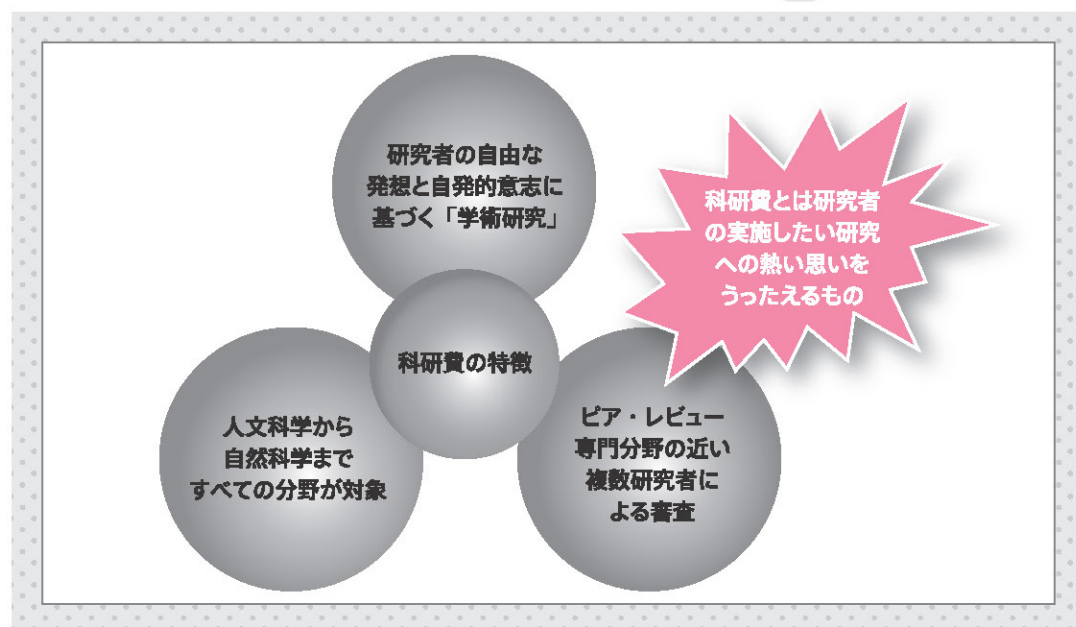


図1-1 科研費の特徴

科研費の特徴は、次の3点にある。

- ① 研究者の自由な発想と自発的な意欲に基づく「学術研究」が対象、
- ② 人文科学から自然科学まで、すべての分野が対象
- ③ 現役の研究者が厳格な配分審査を行い、その結果によって配分を決定。

1-2 科研費の応募資格

1-2-1 応募資格

科研費に応募できるのは、学術研究を行う研究者である。応募資格は、下記の(1)及び(2)を満たすことが必要である。

(1) 応募時点において、所属研究機関から次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること。

- ア: 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者(有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。)であること
- イ: 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること(研究の補助のみに従事している場合は除く。)
- ウ: 大学院生等の学生でないこと(ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者(例:大学教員や企業等の研究者などで、学生の身分も有する場合を除く。))

(2) 科研費やそれ以外の競争的資金で、不正な使用、不正な受給又は不正行為を行ったとして、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

(3) 所属研究機関が、大学など「科研費に応募できる研究機関」であり、次の要件を満たすこと。

- ア: 科研費が交付された場合に、その研究活動を当該研究機関の活動として行わせること
- イ: 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと

この「研究機関」として、1)大学及び大学共同利用機関、2)文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの(国立教育政策研究所、科学技術政策研究所)、3)高等専門学校、4)文部科学大臣が指定する機関、という4類型が定められている。